

高度化計画申請書

年 月 日

（指定認定機関の長）

公益社団法人 日本給食サービス協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

氏名 「法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名」印

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第6条第1項の規定により、下記の高度化計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 対象となる施設の所在地
2. 製造過程の管理の高度化の目標
3. 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

備考1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。なお、電磁的方法による申請の場合は、押印を不要とする。

- 2 3は、施設の現況と整備の見込みを対照して記載すること。その際、対象となる施設の図面を添付することとし、当該図面において、工場内の施設の配置及び製品の移動経路が明らかにされていること。
なお、電磁的方法による申請の場合は、提供された記録を出力した際、施設の現況と整備の見込みを対照することができるものであること。また、添付する図面についても、記録が出力された際、工場内の施設の配置及び製品の移動経路が明らかなものであること。

- 3 その他参考となる書類があれば、添付すること。
なお、電磁的方法による申請の場合は、参考になる資料についても電磁的方法により提供することができる。

別記様式第2号の2（日本工業規格A4）（第3条の2で準用する第2条第1項関係）

高度化基盤整備計画申請書

年 月 日

（指定認定機関の長）

公益社団法人 日本給食サービス協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

氏名 〔法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名〕印

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項の規定により、下記の高度化基盤整備計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 対象となる施設の所在地
2. 高度化基盤整備の目標
3. 高度化基盤整備の内容及び実施時期

備考1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。なお、電磁的方法による申請の場合は、押印を不要とする。

- 2 3は、施設の現況と整備の見込みを対照して記載すること。その際、対象となる施設の図面を添付することとし、当該図面において、工場内の施設の配置及び製品の移動経路が明らかにされていること。
なお、電磁的方法による申請の場合は、提供された記録を出力した際、施設の現況と整備の見込みを対照することができるものであること。また、添付する図面についても、記録が出力された際、工場内の施設の配置及び製品の移動経路が明らかなものであること。

- 3 その他参考となる書類があれば、添付すること。

なお、電磁的方法による申請の場合は、参考になる資料についても電磁的方法により提供することができる。

高度化基準は、指定認定機関ごとに作成されるので、計画を作成する品目について、それぞれの指定認定機関が作成する高度化基準を参照してください。

高度化基準のイメージ（項目のみ）

公益社団法人 日本給食サービス協会

平成12年3月23日作成

平成26年6月19日最終変更

1. 製造過程の管理の高度化基準の目標
 - (1) 対象となる食品の種類
 - (2) その製造過程
2. 製造過程の管理の高度化の内容に関する基準
 - (1) 製造過程の管理の高度化を図るための体制の整備の基準
 - ① HACCP チームの編成
 - ② 製品についての記述
 - ③ 意図する用途の特定
 - ④ 製造工程一覧図の作成
 - ⑤ 製造工程一覧図の現場での確認
 - ⑥ 危害要因の分析 (原則1)
 - ⑦ 重要管理点 (CCP) の決定 (原則2)
 - ⑧ 管理基準の設定 (原則3)
 - ⑨ モニタリング方法の設定 (原則4)
 - ⑩ 改善措置の設定 (原則5)
 - ⑪ 検証方法の設定 (原則6)
 - ⑫ 記録の保持 (原則7)
 - (2) 製造過程の管理の高度化を図るための施設の整備の基準
3. 高度化基盤整備の内容に関する基準
 - (1) 組織の運営に関する項目
 - ア 経営者の姿勢に関する事項
 - イ 食品衛生責任者等に関する事項
 - ウ コンプライアンスに関する事項
 - エ 教育等に関する事項

- オ 緊急時の対応に関する事項
- カ 食品防御対策に関する事項
- キ ○○に関する事項

(2) 衛生・品質水準を確保する項目

- ア 製造施設の周辺環境、仕様、管理等に関する事項
- イ 食品取扱装置・設備の仕様、設置、管理等に関する事項
- ウ 原材料の受入れ、要件等に関する事項
- エ 食品取扱者の行動等に関する事項
- オ 食品の取扱方法に関する事項
- カ 製造工程・製品の検査、検査施設に関する事項
- キ ○○に関する事項

(3) 消費者の信頼確保のための項目

- ア 製品の情報の管理に関する事項
- イ トレーサビリティに関する事項
- ウ 取引先又は消費者との間での情報の収集及び提供に関する事項
- エ ○○に関する事項

4. その他